平成３０年（フ）第２３号
東京都三鷹市大沢２丁目９番４号
破産者　冨澤　優太
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７１号
東京都町田市三輪町86番地１グリーンハイツU102
破産者　湯田坂　宏
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３９号
神奈川県座間市東原２丁目12番16号レオパレスかねた105号
破産者　株式会社零
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５号
石川県小松市二ツ梨町ト、５番地
破産者　有限会社平成サービス
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第６９号
石川県小松市安宅新町ラ21番地
破産者　中西建設運輸株式会社
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３６１号
愛知県豊田市小坂本町１丁目140番地
破産者　株式会社ＥＯＯＳ
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
愛知県岡崎市竜美南４丁目９番地３
破産者　株式会社いのうえ
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２８９号
愛媛県松山市馬木町2155番地５
破産者　株式会社ハウススタジオアール
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
高知市高須１丁目３番２号ハイツヨシカワ１Ｆ
破産者　株式会社ＮＫコーポレーション
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６２号
北九州市八幡東区祝町２丁目17番５号
破産者　岩崎　文章
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５２号
熊本県上益城郡嘉島町北甘木2312―２階
破産者　合同会社ＬＩＦＥ　ＡＮＤ　ＳＴＹＬＥ
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１１２５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄５丁目131番地２
破産者　真鍋　明彦
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４５２号
福岡県春日市下白水北６丁目145―１　アルテール春日501、住民票上の住所福岡県春日市下白水南６丁目６番地　シャトレ博多南103号
破産者　池田　兼康
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１３９号
福岡市博多区東那珂２丁目10番25―506号
破産者　廣川　光子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９８号
福岡市城南区梅林５丁目42番８―203号
破産者　北嶋　一毅
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９９号
福岡市城南区梅林５丁目42番８―203号
破産者　北嶋キヱ子
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９９１号
福岡市博多区銀天町２丁目３番12―902号
破産者　木村　慶一
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２００１号
福岡県太宰府市水城３丁目10番21号
破産者　在津　謙次
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０２４号
福岡市南区清水２丁目13番38―103号、前住所福岡市西区壱岐団地89番403号
破産者　藤岡　兼大
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０２６号
福岡市中央区今川１丁目10番12―２号、前住所福岡県福津市中央６丁目11番40―403号
破産者　三浦　昭則
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部